

新型コロナウイルス感染予防・経済活動両立支援＜6月26日以降に速やかに行うもの＞

令和2年6月25日
市長記者会見資料

事業 主 策	経済 対 策	雇用・資金 繰り不安へ の対応	事業継続応援給付事業 ※6月定例会に予算を追加提案予定	市 独自	受付開始 7月中旬	新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上が減少した事業者に対して支援を行う。 ▶補助対象：今年3月～5月のいずれかひと月の売上が前年同期比20%以上50%未満減少した中小企業及び 個人事業主(国の持続化給付金の受給対象者を除く) ▶支給額：20万円	山形市役所 雇用調整課 023-641-1212 (内417)
		飲食業への 支援	コロナ対策宣言店を対象と したプレミアムクーポン券 の販売 ※6月定例会に予算を追加提案予定	市独 自	販売開始 8月上旬	新型コロナウイルス感染拡大により大きな影響を受けた市内飲食店を支援するため、感染防止対策を実施し ている「コロナ対策宣言店」で利用できるクーポンを発行し消費喚起を図る。 ▶販売価格：1セット 2,000円(税込) ▶クーポン券：1セット 3,000円(500円×6枚)※プレミアム率50% ▶購入・使用期限：8月上旬～11月30日まで	山形市役所 山形ブランド推 進課 023-641-1212 (内412)
			新・生活様式対応への支援 ※6月定例会に予算を追加提案予定	県連 動	受付開始 8月下旬予定	飲食店が感染リスクの低減化と地域経済の早期回復に向けて実施するテイクアウト・宅配サービス等の導入 や、飛沫感染や密接状態を防止するための什器の導入に係る経費について補助を行なう。 ▶補助対象：従業員50人以下の飲食店 ▶支給額：上限20万円、補助率10/10(県1/2、市1/2) ▶申請期間：令和2年8月下旬から令和2年9月下旬(予定) ※市の既存の制度との併用可能	山形市役所 山形ブランド推 進課 023-641-1212 (内412)
			市内商店街への支援 ※6月定例会に予算を追加提案予定	市独 自	支給時期 7月予定	経済活動を回復させる取組みを実施する商店街等へ組織活動激励金を支給し、組織活動を応援する。 ▶支給対象：山形市商店街連合会(事務局：山形商工会議所)、加盟商店街(24団体) ▶支給額：山形市商店街連合会(加盟商店街会費の半額) 加盟商店街(加盟店舗数に応じて金額を算定)	山形市役所 山形ブランド推 進課 023-641-1212 (内422)
		観光業への 支援	蔵王温泉及び山寺への観光 誘客支援 ※6月定例会に予算を提案済	市 独自	支給時期 7月予定	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける観光地の経済活動を回復させるため、観光需要喚起を行い、観光 地全体の消費を促進するための活動に対して支援を行う。 ▶補助対象：蔵王温泉観光協会及び山寺観光協会 ▶支給額：蔵王温泉観光協会 500万円、山寺観光協会 270万円	山形市役所 観光戦略課 023-641-1212 (内423)
			山形芸妓への支援 ※6月定例会に予算を提案済	市 独自	支給時期 7月予定	新型コロナウイルス感染症の影響を受け芸の披露の場が減少した山形芸妓に対して支援を行う。 ▶補助対象：山形伝統芸能振興株式会社(やまがた紅の会) ▶支給額：100万円	山形市役所 観光戦略課 023-641-1212 (内423)
			村山地区お祭り商業協議会 への支援 ※6月定例会に予算を提案済	市 独自	支給時期 7月予定	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける露店営業者の支援団体に対して支援を行う。 ▶補助対象：村山地区お祭り商業協議会 ▶支給額：60万円	山形市役所 観光戦略課 023-641-1212 (内423)

新型コロナウイルス感染予防・経済活動両立支援＜6月26日以降に速やかに行うもの＞

令和2年6月25日
市長記者会見資料

事 業 主 策	経 済 業 対 策	生産者への支援	さくらんぼ農家への支援 ※6月定例会に予算を追加提案予定	県連動	受付開始 8月予定	新型コロナウイルス感染症の影響により、需要が減少し販売価格に影響を受けることが見込まれるさくらんぼについて、生産者とJA等の独自再生産対策に対し、県と市が連動して支援を行う。 ・補助対象：市場出荷者（公）山形県青果物生産出荷安定基金協会が取りまとめて申請を行う。） ・支給額：さくらんぼの市場出荷の平均販売価格が、再生産価格（※）の9割を下回った場合、その差額の一部について県と市の連携による上乗せ支援を行う。（補助率：県1/2、市1/4） （※）再生産価格：全農山形における過去の数年間の平均販売価格	山形市役所 農政課 023-641-1212 （内432）
			地元農畜産物の消費拡大に向けた支援 ※6月定例会に予算を追加提案予定	市独自	提供時期 7月	新型コロナウイルス感染症の影響により消費が低迷している農畜産物について、地元山形を離れた（離れている）方等が地元山形の農畜産物を購入した場合、購入していただいた方に、購入した農畜産物とは別の農畜産物を送付し、山形の農畜産物を堪能していただくとともに、農畜産物の消費回復を目指す。 ・対象者 地元山形を離れて暮らしている方や山形に馴染みのある方など ・内 容 2コース準備し、購入いただいた方に各コースとも先着300名にプレゼントする （1）（購入いただく商品） 総称山形牛（サーロインステーキ等）⇒（プレゼント商品）さくらんぼ （2）（購入いただく商品） さくらんぼ等⇒（プレゼント商品）総称山形牛焼肉セット	山形市役所 農政課 023-641-1212 （内431）
			地元農畜産物の活用支援 ※6月定例会に予算を追加提案予定	市独自	提供時期 花7月 さくらんぼ7月 総称山形牛10月	新型コロナウイルス感染症の影響により消費が低迷している農畜産物について、学校や介護施設等に提供することにより、地元農産物の良さを知ってもらうとともに、消費回復を目指す。 事業1：市内産花き花束の提供 事業内容：市産花きについて、市内の小中高等学校、介護施設等に提供する。 実施時期：9月頃に花束を配達する。 事業2：学校給食への地元農畜産物の提供 事業内容：市内の小中学校の学校給食にさくらんぼ及び総称山形牛の牛肉を提供する。 実施時期：（1）さくらんぼ：紅秀峰を7月上旬に提供 （2）総称山形牛：10月以降に提供予定	山形市役所 農政課 023-641-1212 （内431、432）
児 童 ・ 生 徒 ・ 学 生	学 業 支 援	市立小中学校の児童・生徒への学業支援	小中学校再開に伴う感染症対策 ※6月定例会に予算を追加提案予定	国連動	開始時期 7月予定	学校再開に伴い、感染拡大のリスクを最小限にするため、各学校が、新たな試みを実施するに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応できるよう、必要な予算措置を行う。 ・予算措置内容 ①新型コロナウイルス感染症対策の強化に必要な消耗品及び備品の購入経費 ②空き教室等の活用に必要な消耗品及び備品の購入経費 （購入物品例：消毒液、非接触型体温計、サーキュレーター等） ※学校への予算措置額 小規模校：200万円程度、中規模校：300万円程度、大規模校：400万円程度	山形市役所 教育委員会 管理課 023-641-1212 （内605）
			山形市立商業高校における感染症対策 ※6月定例会に予算を追加提案予定	国連動	整備時期 7月	新型コロナウイルス感染防止を目的とした休業措置により不足した授業時間を補うため、夏季休業期間の短縮に備えた熱中症対策用機器を購入する。 第二波・第三波により、休業となった場合に備えたオンライン授業用機器及び感染拡大予防のための物品を購入する。	山形市立商業高等学校 643-4115
			市立小中学校へのタブレット導入 ※6月定例会に予算を提案済	国連動	整備時期 12月	「1人1台端末」の早期実現など「GIGAスクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速し、ICTの活用により全ての生徒たちの学びを保障できる環境を早急を実現する。 ・タブレット端末の整備内容 導入予定機器 タブレット端末数：児童機 小学校：5,281台、中学校：4,848台	山形市役所 教育委員会 管理課 023-641-1212 （内605）
			タブレット端末整備に伴う回線インフラ等の整備と機能拡充 ※6月定例会に予算を提案済	国連動	整備時期 9月～	タブレット端末の整備に伴い通信量が増加することから、学校及び総合学習センターの回線インフラの整備と学習センターサーバーの能力向上を図る。 ・通信回線及びインターネット回線の増強	山形市役所 教育委員会 学校教育課 023-641-1212 （内482）
			家庭学習のための通信機器に関する支援 ※6月定例会に予算を追加提案予定	国連動	整備時期	Wi-Fi環境を整えられない家庭においても、家庭学習が可能となるインターネット通信環境を提供するため、児童生徒に貸出可能なモバイルWi-Fiルーターを導入する。 ・貸出用モバイルルーター導入	山形市役所 教育委員会 学校教育課 023-641-1212 （内482）

新型コロナウイルス感染予防・経済活動両立支援＜6月26日以降に速やかに行うもの＞

令和2年6月25日
市長記者会見資料

児童・生徒・学生	学業支援	学生への支援	県外在住学生への生活支援 ※6月定例会に予算を追加提案予定	県連動	受付開始 7月中旬予定	5月20日時点で緊急事態宣言が出されていた8都道府県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、京都府、兵庫県）に所在する大学等に在籍する学生に対して生活支援を行う。 ▶対象者：山形市出身で、5月20日時点で緊急事態宣言が出されていた8都道府県に所在する大学等に在学している学生であって、保護者が現在山形市に居住している者 ※保護者からの申請を原則とする。 ▶支援内容：山形市の特産品（農産物や加工品などの食べ物から選択）を送付 ▶申請受付期間：7月中旬から9月末まで	山形市役所 企画調整課 023-641-1212 (内220)
	生活支援	特別給付	生活困窮者等への食の支援 ※6月定例会に予算を追加提案予定	県連動	米の申請受付 開始時期 7月	新型コロナウイルス感染症の影響により休業・失業した生活困窮者を県と協調して支援する。 ▶対象者：生活福祉資金の特例貸付決定した方の世帯 ▶支援内容：1世帯につき県産米「はえぬき」を60kg支給	山形市役所 生活福祉課 023-641-1212 (内671)
個人・事業主	生活支援	特別給付	ひとり親世帯臨時特別給付金の支給 ※6月定例会に予算を追加提案予定	国連動	受付開始 8月～	ひとり親世帯等を支援するため、児童扶養手当を受給する世帯等に対し、臨時特別の給付金を支給する。 ▶支給対象者（①～③のいずれかに該当する、ひとり親等の方） 【基本給付】①令和2年6月分の児童扶養手当の受給者 ②公的年金等の受給者で、平成30年の収入が児童扶養手当に係る所得制限限度額未満の方 ③新型コロナウイルスの影響を受け家計が急変し、以後1年間の収入見込みが児童扶養手当に係る所得制限限度額未満の方 【追加給付】①②の方のうち、新型コロナウイルスの影響により家計が急変し、収入が減少した方 ▶支給額：【基本給付】1世帯あたり50,000円、第2子以降1人につき30,000円 【追加給付】1世帯あたり50,000円 ▶申請等：①の方 申請不要 ★追加給付を申請する場合：令和2年8月から令和3年2月まで ②③の方 令和2年8月から令和3年2月まで	山形市役所 家庭支援課 023-641-1212 (内575)
			生活困窮者の自立相談支援 ※6月定例会に予算を追加提案予定	国連動	体制強化時期 7月	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、自立相談支援機関への相談件数が大幅に増加したことに伴い、人員体制を強化する。 ▶相談員2名の増員	山形市役所 生活福祉課 023-641-1212 (内556)
			認可外保育所等への支援 ※6月定例会に予算を追加提案予定	市独自	施設への補助 8月	施設からの要請により登園自粛した児童の保育料を減額した場合、施設に補助金を交付する。 ▶対象施設：認可外保育施設、幼稚園・認定こども園の2歳児預かり事業	山形市役所 保育育成課 023-641-1212 (内545)
			保育料の負担軽減等	市独自	7月下旬支給開始 予定	市内で働く保育士等に対して、これまでの功績をねぎらうとともに今後とも感染予防に細心の注意を払いながら保育に当たっていただくことに対し、慰労金を支給する。 ▶対象職員：保育所（認可外保育施設を含む）、認定こども園（幼保連携型・保育所型・幼稚園型）、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園（新制度幼稚園を含む）に勤務する職員 ▶支給額：職員一人あたり3万円	山形市役所 保育育成課 023-641-1212 (内536)

新型コロナ感染予防・経済活動両立支援＜6月26日以降に速やかに行うもの＞

令和2年6月25日
市長記者会見資料

個人	発症予防	感染症対策	避難所における感染防止対策 ※6月定例会に予算を追加提案予定	市独自	整備時期 7月中	新型コロナウイルス感染症が流行する中で、避難所における新型コロナウイルス感染防止対策として、段ボールパーティション、段ボールベッド、毛布及び消毒液や体温計等の衛生用品を各避難所等に配備する。	山形市役所 防災対策課 023-641-1212 (内383)
			市庁舎のWi-Fi整備 ※6月定例会に予算を追加提案予定	市独自	整備時期 7月予定	新型コロナウイルス感染症対策として、関係者が市庁舎を来訪しなくとも、連絡調整等が円滑に実施できるよう、Wi-Fi環境を本庁舎に整備する。	山形市役所 情報企画課 023-641-1212 (内878)
			文化施設における感染症対策 ※6月定例会に予算を追加提案予定	市独自	整備時期	新型コロナウイルス感染症対策のため、文化施設の感染症予防等を実施する。 ・市民会館の感染症対策：赤外線カメラの購入、空調設備工事 ・山形美術館の感染症対策の支援	山形市役所 文化振興課 023-641-1213 (内638)
			「児童遊戯施設べにっこひろば」における感染症対策 ※6月定例会に予算を追加提案予定	市独自	整備時期 7月以降	新型コロナウイルス感染症対策として、児童遊戯施設べにっこひろばの図書コーナーにおいて、利用者が手軽に絵本などの書籍を除菌できるように、紫外線を用いた図書消毒機を設置する。 (7月発注、入荷次第に設置予定)	山形市役所 こども未来課 023-641-1212 (内543)
			受診相談センターの回線増設と一般相談センターの新設	県連動	新設時期 7月	新型コロナウイルス感染症の次なる波を想定し、コールセンターについて、山形県と連携し、7月1日(水)から体制を拡充し運用する。 ・受診相談センター/フリーダイヤル:0120-88-0006(24時間対応、土日祝日含む) ・一般相談センター/フリーダイヤル:0120-56-7383(受付時間 午前8時30分～午後6時、土日祝日含む)	山形市 健康医療部 山形市保健所 健康増進課 023-616-7270
			第2波以降の感染拡大に備えた個人防護服等の資器材整備		整備時期 随時	新型コロナウイルス感染症の次なる波を想定し、積極的疫学調査、患者移送及びコロナセンターの運営等に必要な個人防護服等の資器材を整備する。 ・整備する資器材：個人防護服、アイソレーションガウン、N95マスク、ゴーグル、手袋等	山形市 健康医療部 山形市保健所 健康増進課 023-616-7270
			公民館ホールにおける感染症対策	市独自	整備時期 7月	中央公民館大ホールに、短時間で検温が可能となるAIサーマルカメラを2台設置し、感染症拡大防止を図る。	山形市役所 教育委員会 社会教育青少年課 023-641-1212 (内453)
			図書館における感染症対策 ※6月定例会に予算を追加提案予定	市独自	整備時期 7月以降	新型コロナウイルス感染症対策として、図書館利用者が手軽に本を除菌できるよう、紫外線を用いた消毒器を導入設置する。	山形市立図書館 023-624-0822

経済産業対策	雇用・資金繰り不安への対応	雇用安定化緊急対策（雇用調整助成金の申請への支援）	市独自	受付開始 4月21日	新型コロナウイルス感染症の影響を受け雇用調整助成金を活用する山形市内の事業者に支援を行う。 （個人事業主を含む） ・社会保険労務士等に依頼する助成金申請に要する費用への補助（対象経費100%、上限40万円） ・申請期間：12月末まで	山形市役所 雇用創出課 023-641-1212 （内415）
		地域経済変動対策資金の利子補給	県運動	受付開始 3月16日	山形県の商工業振興資金（地域経済変動対策資金）を利用する中小企業・小規模事業者のうち、特に売上の減少が著しい事業者について利子補給を行う。 ・対象：最近1ヶ月の売上高が前年同期に比して30%以上減少、かつ以後2ヶ月間を含む3ヶ月の売上高が前年同期に比して30%以上減少することが想定される中小企業等 ・利率：無利子 貸付限度額：5,000万円（前年同期比50%減少した場合は2億円） ・貸付期間：10年間以内 取扱期間：8月31日まで	山形市役所 雇用創出課 023-641-1212 （内416）
	飲食業、宿泊業への支援	飲食店等への家賃補助	市独自	受付開始 4月23日	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内の飲食店に家賃補助を行う。 ・補助対象：飲食店（売上減少5割以上かつ休業1カ月以上、最大4月から6月までの3か月分対象） ・補助基準：完全休業（上限300千円、複数店舗事業者は上限600千円） 《補助対象飲食店を次のとおり拡大（令和2年4月28日から）》 ○小規模事業者（従業員5人以下）⇒中小企業者（従業員50人以下）に拡大 ○市内に住所を有する方・市内で飲食店を営む方⇒市内で飲食店を営む方（市外に住所を有する方も可）に拡大。さらに市内に住所を有する方が市外で飲食店を営む場合も可 ○連続1カ月以上の休業⇒延べ1カ月以上の休業（2分割まで可）に変更 ○店舗閉店（テイクアウト等のみの営業）の場合も完全休業と同様の補助上限額に変更	山形市役所 山形ブランド推進課 023-641-1212 （内422）
		飲食店等への事業系ごみ処理費用の補助	市独自	受付開始 5月1日	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内の飲食店や旅館業等を対象に、ごみ処理費用について補助を行う。 ・対象地域：山形市域 対象者：飲食店等 対象の廃棄物：事業系一般廃棄物 ・補助期間：4月、5月、6月の最大3ヶ月分	山形市役所 ごみ減量推進課 023-641-1212 （内694）
		飲食店の新たな販売方法（テイクアウト・宅配等）の導入補助	市独自	受付終了 4月23日～5月31日	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、テイクアウトや宅配サービス等の新たな販売方法導入を行う市内の飲食店に補助を行う。 ・補助対象：飲食店（売上減少5割以上） ・補助額：上限100千円、複数店舗事業者は上限200千円 ※小規模事業者から中小企業者へ対象拡大	山形市役所 山形ブランド推進課 023-641-1212 （内422）
		旅館等への休業支援	市独自	受付開始 5月11日	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内の休業している旅館やホテルへの支援を行う。 （休業対象期間：4月25日～5月10日を予定） ・支援額：完全休業：40万円、一部休業：10万円	山形市役所 観光戦略課 023-641-1212 （内423）
		宅配サービス等実施事業者の広報	市独自	サイト開設 4月14日	ホームページやチラシ（4/17開始）、情報誌（4/27発売）等を活用し、テイクアウトや宅配サービスを行っている飲食店をPRする。 「ピンチをチャンスにやまがた委員会」で運営し、SNSを中心に飲食店情報を発信している「山形テイクアウト」やエリアマネジメント協議会と連携した取組を行っていく。	山形市役所 山形ブランド推進課 023-641-1212 （内412）
		「ベニちゃんの山形応援サイト」を活用した情報発信	市独自	開始時期 4月17日	お宝紹介サイト「タカラの山ガタ」内に「ベニちゃんの山形応援サイト」を立ち上げ情報発信を行う。 ベニちゃんによる自宅でできる体操や、手洗い、うがいの仕方などの感染拡大防止に関する動画等の配信を行う。また、4/30からは市内で布マスクを製造、販売している企業の情報を発信する。	山形市役所 山形ブランド推進課 023-641-1212 （内412）
		ふるさと納税を活用した支援	市独自	開始時期 4月10日	ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」「楽天ふるさと納税」において、経営に影響を受けている事業者の返礼品を特集して掲載する。 ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」で、ステイホーム推進返礼品（山形交響楽団のCD等）を「～気分は山形旅行～お家で味わう山形市」として特集して掲載する。	山形市役所 山形ブランド推進課 023-641-1212 （内407）

事業 主 策	飲食業への支援	新型コロナウイルス感染症対策宣言店のPR支援	市独自	受付開始 5月25日	山形市保健所の通知に基づく新型コロナウイルス感染症対策を実施する飲食店に、「コロナ対策宣言店」フラッグ及びポスターの送付やロゴデータの提供、実施店のPRを実施する。 ・補助対象：山形市内で事業を営んでいる飲食店 ・送付物：「コロナ対策宣言店」フラッグ及びポスター ・その他：「ベニちゃんの山形応援サイト」等に実施店を掲載	山形市役所 山形ブランド推進課 023-641-1212 (内412)
		新型コロナウイルス感染症対策店舗への支援 ※予備費及び6月補正で対応 ※6月定例会に予算を提案済	市独自	受付開始 5月25日	令和2年5月8日から令和2年6月30日の間に開始する飛沫感染や密接状態を防止するための什器の導入や設置工事を行った飲食店に支援を行う。 ・補助対象：山形市内で事業を営んでいる飲食店 ・支給額：上限10万円（複数店舗での実施者は上限20万円）補助率1/2 ・申請期間：令和2年5月25日（月）から令和2年6月30日（火）まで	山形市役所 山形ブランド推進課 023-641-1212 (内412)
	交通事業への支援	タクシー事業者及び自動車運転代行事業者への支援	市独自	受付開始 5月	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内のタクシー事業者及び自動車運転代行業者に支援を行う。 ・補助対象：タクシー事業者及び運転代行業者 （令和2年4月の売上高が前年同月比の5割以上減少している事業者） ・支給額：1事業者に対し一律10万円に、登録車両1台につき1万円を加算（上限40万円）	山形市役所 企画調整課 023-641-1212 (内223)
		バス事業者への支援	市独自	支援時期 5月支給済	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける路線バスに関して、山形県バス対策協議会で生活バス路線に認定されたバス路線のうち、要件に当てはまる路線の赤字分について補助を行う。 （赤字分への補助は毎年行っているが、交付時期を例年よりも前倒して行うもの）	山形市役所 企画調整課 023-641-1212 (内223)
	観光業への支援	旅行事業者代理業への支援	市独自	受付開始 5月下旬	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける旅行代理店に支援を行う。 ・補助対象：旅行代理店（事業者の所在地が山形市内であること） （令和2年4月25日（土）から5月10日（日）までの16日間に営業を自粛した者） ・支給額：完全休業：40万円、一部休業：10万円	山形市役所 観光戦略課 023-641-1212 (内423)
		貸切バス事業者への支援	市独自	受付開始 5月下旬	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける貸切バス事業者に支援を行う。 ・補助対象：貸切バス事業者（本社が市内に存する事業者） （令和2年4月25日（土）から5月10日（日）までの16日間に営業を自粛した者） ・支給額：1事業者に対し一律10万円に、運行を自粛している登録車両1台につき3万円を加算（上限40万円）	山形市役所 観光戦略課 023-641-1212 (内423)
		索道事業者への支援	市独自	受付開始 5月下旬	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける索道（ロープウェイ）事業者に支援を行う。 ・補助対象：索道（ロープウェイ）事業者（本社が市内に存する事業者） （令和2年4月25日（土）から5月10日（日）までの16日間に営業を自粛した者） ・支給額：1事業者に対し一律10万円に、リフト1本につき3万円、ロープウェイ1本に当たり5万円を加算（上限40万円）	山形市役所 観光戦略課 023-641-1212 (内423)
	映画館への支援	映画館への支援	市独自	受付開始 5月下旬	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける映画館に支援を行う。 ・補助対象：映画館（本社が市内に存する事業者） （令和2年4月25日（土）から5月10日（日）までの16日間に営業を自粛した者） ・支給額：1館に対し一律10万円に、スクリーン1面につき3万円を加算（上限40万円）	山形市役所 観光戦略課 023-641-1212 (内423)
	総合的な相談窓口の設置と情報発信	経済対策相談ダイヤルの設置	市独自	開始時期 4月24日	山形市が行う雇用安定化支援、資金繰り支援、飲食業や宿泊業の支援に関する総合的な電話相談を受付。 ※国・県など他の機関による制度も紹介する。	山形市役所 雇用創出課 023-641-1237 (直通)
		経済対策紹介動画（YouTube）の配信	市独自	開始時期 4月30日	新型コロナウイルス感染症に係る経済対策のうち、問い合わせの多い給付金や補助金等の支援に特化して、国・県・市などの制度を動画で紹介する。	山形市役所 雇用創出課 023-641-1237 (直通)

事業 主 策	経済 対 策	生産者への支援	新型コロナウイルス感染症対策資金の利子補給（農業関係）	県 運動	受付開始 5月	県による新型コロナウイルス感染症緊急対策資金（山形県災害・経営安定対策資金）について、県と金融機関と連携して利子補給を行う。 ・利子補給率：基準金利1.5%（県：0.49875%、市：0.25125%、融資機関：0.75000%） ＜参考＞ 新型コロナウイルス感染症緊急対策資金（山形県災害・経営安定対策資金） ・貸付限度額：500万円 ・償還期限：5年以内 ・貸付期間：令和2年5月8日～令和3年1月31日	山形市役所 農政課 023-641-1212 （内437）
			花き農家への支援	市 独自	受付開始 5月下旬	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内の花き農家に支援を行う。 ・補助対象：花きの生産を行っている者 花きの生産を行う個人及び法人、花きの生産者で組織する団体 次期作の生産に取り組む花き農家に対し、農業・肥料等の資材購入に対する支援 ・支給額：周年栽培する高コストのバラ・ユリ・カーネーション（鉢物）等は10aあたり50,000円 畝鈴桜は10aあたり5,000円 上記以外の品目は10aあたり10,000円	山形市役所 農政課 023-641-1212 （内432）
			肉用牛肥育農家への支援	市 独自	受付開始 5月下旬	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内の肉用牛肥育農家等に支援を行う。 ・補助対象：肉用牛肥育経営を行っている者 （肉用牛肥育を行う個人及び法人、肉用牛肥育を行う者で組織する団体） ・支給額：国の肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）による損失の9割補填に加え、市では補填されない1割分の1/2（5%）を助成する。	山形市役所 農政課 023-641-1212 （内432）
			公設地方卸売市場の使用料等の支払猶予	市 独自	開始時期 4月	卸売市場内事業者に賦課している「使用料等」について、支払猶予を行う。 対象期間：令和2年4月から6月分を2か月猶予	山形市役所 地方卸売市場管理事務所 023-686-5314
			公設地方卸売市場の施設使用料の減免	市 独自	対象期間 4月	卸売市場内事業者に賦課している「施設使用料」について、取扱高の減少割合に応じて減免する。 ・対象期間：令和2年4月分から6月分の3か月分	山形市役所 地方卸売市場管理事務所 023-686-5314
	文化団体への支援	文化団体への支援	山響ガバメントクラウドファンディング	市 独自	募集開始 6月	新型コロナウイルス感染症の影響により、コンサート等が中止となっている山形交響楽団の運営をガバメントクラウドファンディングで支援する。 ・目標金額：7,500万円 ・寄附型：All-in方式（目標額に達しない場合でも受け取れる方式）	山形市役所 文化振興課 023-641-1212 （内639）
			公共事業の発注迅速化	市 独自	開始時期 4月	公共工事に関して、資材等の確保状況なども見ながら速やかな発注に努める。	山形市役所 管理住宅課 023-641-1212 （内462）
			物品（消耗品等）の早期購入、補助金等の支払前倒し	市 独自	開始時期 4月	市内景気の下支えに資するため、早期購入が可能な物品等の速やかな発注等を図る。	山形市役所 財政部 023-641-1212

個人生活・事業主	特別給付	特別定額給付金	国連動	申請書 発送 5月14日から順次 特例の申請期 間 5月8日～5 月15日	迅速かつ的確に家計への支援を行うため、給付対象者の属する世帯の世帯主に対し、特別定額給付金の給付を行う。 ▶給付対象者：基準日（令和2年4月27日）において山形市の住民基本台帳に記録されている方 ▶給付額：給付対象者一人につき10万円 ▶通常の申請方法：世帯主へ送付される申請書を市へ郵送して行う。 または、マイナンバーカードを活用してオンラインで申請する。 ▶特例の申請方法：一刻も早く給付金の受取を希望する方は、市ホームページからダウンロードした申請書を市へ郵送して行う。（費用は自己負担・郵送でのみ受付・感染拡大防止のため窓口等での申請書の配布や受付はしない。）	山形市役所 総務課特別定額 給付金室 023-641-1212 （内9002～ 9007） コールセンター 0120-560-890
		子育て世帯臨時特別給付金の支給	国連動	支給時期 6月24日	児童手当を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金を支給する。 （前年度所得が所得制限限度額以上あるために特例給付を受給する世帯を除く） ▶支給対象者：令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当の受給者 ▶支給額：対象児童一人あたり10,000円 ▶支給日：令和2年6月24日 ▶支給決定者：15,711人（対象児童25,368人）	山形市役所 家庭支援課 023-641-1212 （内575）
		ひとり親家庭等臨時特別給付金の支給	市独自	支給時期 6月5日	ひとり親家庭等を支援するため、児童扶養手当を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金を支給する。 ▶支給対象者：令和2年4月分の児童扶養手当の受給者 ▶支給額：対象児童一人あたり10,000円 ▶支給日：令和2年6月5日 ▶支給決定者：1,569人（対象児童2,250人）	山形市役所 家庭支援課 023-641-1212 （内579）
		住居確保給付金	国連動	制度見直し 4月	離職や廃業により、住居を喪失または喪失するおそれのある方に対して家賃相当分を支給する。 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、対象者を「収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、離職又は廃業と同程度にある方」まで拡大した。 ▶収入要件：申請日の属する月の世帯収入が基準額（※）＋家賃額（上限あり）以下であること。 ※基準額：市町村税均等割・非課税となる収入額×1/12 ▶資産要件：世帯の預貯金及び所持金の合計額が基準額×6以下であること ▶支給期間：原則3ヶ月 ▶支給方法：賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付 ▶支給額：（山形市の場合の目安）生活保護の住宅扶助の支給額が上限額 単身世帯：35,000円、2人世帯：42,000円 3人世帯：46,000円	山形市役所 生活福祉課 023-641-1212 （内556・594） 相談及び申請は 山形市社会福祉 協議会 023-676-7223
		就学援助の適用拡大	市独自	開始時期 5月	新型コロナウイルス感染症の影響により就労できなかった方や、失業や休業して給与収入が激減している方、または、自営業の方で売り上げが激減した方など、家計が急変して経済的に困りの小中学校の児童生徒の保護者に対し就学援助を適用する。 ▶対象経費：就学に要する費用や給食費 ▶申請期限等の変更：通常、就学援助の適用は申請した月より援助開始になるが、令和2年6月末日までに申請した場合でも、令和2年4月分に遡って援助開始する。	山形市役所 学校教育課 023-641-1212 （内484）
		国民健康保険傷病手当金の支給	国連動	開始時期 5月	国民健康保険被保険者の方で、新型コロナウイルス感染症に感染、もしくは感染の疑いがあり療養のため労務に服することができない被用者に、傷病手当金を支給する。 ▶支給要件：労務に服することができなくなった日から起算し3日を経過した日から労務に服することができない期間 ▶適用期間：令和2年1月1日～9月30日	山形市役所 国民健康保険課 023-641-1212 （内357）
		後期高齢者医療保険手当金の支給	国連動	開始時期 5月	後期高齢者医療保険被保険者の方で、新型コロナウイルス感染症に感染、もしくは感染の疑いがあり療養のため労務に服することができない被用者に、傷病手当金を支給する。 ▶支給要件：労務に服することができなくなった日から起算し3日を経過した日から労務に服することができない期間 ▶適用期間：令和2年1月1日～9月30日	山形市役所 国民健康保険課 023-641-1212 （内353）

個人生活・事業主	税・公共料金等の支払猶予・軽減等	市税の徴収猶予	国連動	開始時期 4月	新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、市税の徴収猶予の「特例制度」の申請を受けることができる。 ▶対象：令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するすべての市税等 ▶申請：「特例制度」の法施行日から2か月後、または、納期限のいずれか遅い日までに申請書（納付計画書）を、原則、税目ごと、期別ごとに提出する必要がある。	山形市役所 納税課 023-641-1212 (内328・329)
		法人市民税の申告期限等の延長	国連動	開始時期 5月	新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請により個別に申告納付期限の延長を認める。 ▶申告・納付の期限：申告・納付ができないやむを得ない理由がやんだ日から2ヶ月以内の日	山形市役所 市民税課 023-641-1212 (内303)
		介護保険料の徴収猶予	国連動	開始時期 3月	新型コロナウイルスの影響により世帯の収入に相当の減少があった場合は、6か月以内の期間に限り申請により介護保険料の徴収猶予を受けることができる。 ▶対象：令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期が設定されている第一号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料 ▶申請期間：令和3年3月31日まで	山形市役所 介護保険課 023-641-1212 (内848)
		水道料金、下水道使用料の支払猶予	市独自	受付開始 3月25日	新型コロナウイルスの影響により水道料金・下水道使用料の支払が困難な方について、水道料金及び下水道使用料の支払期限の延期や分割納付などの納付相談に応じる。 ▶相談受付：令和2年3月25日～	山形市役所 上下水道部 023-645-1177
		国民健康保険税の減免	国連動	申請開始 6月15日	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に国民健康保険税の減免を行う。 ▶減免対象：令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているもの ▶減免申請受付期間：令和元年度分 令和2年6月15日から令和3年3月31日 令和2年度分 令和2年7月14日から令和3年3月31日	山形市役所 国民健康保険課 023-641-1212 (内357)
		後期高齢者医療保険料の減免	国連動	申請開始 6月15日	新型コロナウイルス感染症の影響を受け以下の基準に該当する被保険者に後期高齢者医療保険料の減免を行う。 ▶減免対象：①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な疾病を負った者 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等が見込まれる者等	山形市役所 国民健康保険課 023-641-1212 (内353)
	福祉施設の負担軽減等	介護保険料の減免	国連動	申請開始 6月15日	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第一号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料の全部又は一部について減免を行う。 ▶減免対象：令和元年度分及び令和2年度分の介護保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているもの。 ▶減免申請受付期間：令和元年度分 令和2年6月15日から令和3年3月31日 令和2年度分 令和2年7月14日から令和3年3月31日	山形市役所 介護保険課 023-641-1212 (内848)
		放課後等デイサービス事業所職員激励金の支給	市独自	支給時期 5月15日	学校休業に伴い開所拡充等の緊急対応に従事し負担が増している放課後等デイサービス事業所の職員に激励金を支給する。 ▶支給額：職員一人あたり3万円	山形市役所 障がい福祉課 023-641-1212 (内589)
		保育所等保育料の減額 ※6月定例会に予算（追加分）を提案済	国連動	保護者への 還付等 開始時期 5月	山形市からの家庭保育の協力依頼により保育園等を欠席した場合に保育料を減額する。 ▶対象施設：市立保育園、民間立保育園、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所	山形市役所 保育育成課 023-641-1212 (内572、 536、545)
	保育料の負担軽減等	放課後児童クラブ保育料の減額 ※6月定例会に予算（追加分）を提案済	国連動	クラブへの補助等 完了時期 7月	小学校臨時休業期間中に家庭保育に協力した家庭に対し、クラブへ支払う保育料を軽減する。 ▶家庭・クラブの保育料精算と市からクラブへの補助：令和2年7月	山形市役所 保育育成課 023-641-1212 (内577)
		放課後児童支援員等激励金の支給	市独自	支給時期 5月1日	学校休業に伴う開所拡充により負担が増している放課後児童支援員等に激励金を支給する。 ▶支給額：支援員一人あたり3万円	山形市役所 保育育成課 023-641-1212 (内577)

個人	発症予防	感染症対策	妊婦の方へのマスク配布	市独自	開始時期 4月24日	山形市に住民登録のある妊婦(里帰り中の妊婦の方を含む)の方に不織布マスクを、5月11日からは10枚配布する。 郵送申し込みをした方に郵送で配布する。 コミュニティセンター(20か所)、公民館(8か所)でも配布。	山形市 健康医療部 山形市保健所 母子保健課 023-647-2280
			福祉施設利用者などへのマスク配布	市独自	開始時期 5月11日	人工透析患者、介護施設及び障がい福祉施設の利用者や職員、自治推進委員、民生委員児童委員、福祉協力員、保育園や放課後児童クラブ等の職員の方などに、不織布マスクを配布する。 (配布枚数約11万枚)	山形市役所 企画調整課 023-641-1212 (内222)
			保育所・放課後児童クラブへの備品、消耗品(消毒液等)の購入・補助及び市立小中高等学校における学校用消毒液等の購入	国連動	開始時期 4月	保育所、放課後児童クラブにおいて、感染症の拡大防止のための備品や消毒液等の消耗品の購入又は購入への補助を行う。 市立の小中高等学校で使用する消毒液等の消耗品を購入する。	山形市役所 こども未来部 教育委員会 023-641-1212
			新型コロナウイルス感染症に関する救急搬送用資機材等の整備	市独自	整備時期 5月	新型コロナウイルス感染者(疑似者含む)の移送(搬送)時の感染の拡大防止と救急隊員の感染防止のため必要となる資機材等を整備する。 ・整備する資機材等:陰圧アイソレーター(感染者を隔離して移送するための機材) 感染防護服、救急車内の防護シート、移送時の消毒等)	山形市 消防本部 総務課 023-634-1199
国県の制度と連携していくもの			持続化給付金	国	開始時期 5月1日	国では持続化給付金として、中小企業・小規模事業者・フリーランスを含む個人事業者・各種法人等で売上が前年同月比50%以上減少している方を対象に、法人200万円以内・個人事業者等100万円以内の給付を行う。 ・申請方法:パソコンやスマホで「持続化給付金ホームページ」へアクセスし、オンラインにて申請する。 ※山形市において具体的な申請手続き等について周知・案内していく。	山形市役所 雇用創出課 023-641-1237 (直通)
			緊急経営改善支援金	県	開始時期 5月11日	山形県の営業自粛等の要請に協力する事業者に対し、支援金を交付する。 ・対象要件:①と②をともに満たす者 ①4月25日～5月10日のすべての期間について営業活動を自粛した事業者 ②新型コロナを乗り越えるための経営改善の検討(例:新メニュー・サービスの検討)を行った事業者 ・支給額:個人事業者10万円(施設等を賃借している場合は20万円)、法人20万円	山形市役所 山形ブランド推進課 023-641-1212 (内422)

新型コロナウイルス感染症に係る中小企業等への事業継続支援について

1 事業継続応援給付金給付事業（市独自施策）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国はひと月の売上が前年同期比50%以上減少している事業者に対し、事業継続を下支えする持続化給付金を支給している。移動やイベント開催の制限が緩和され経済が徐々に動きだしつつあるものの、事業者の不安がいまだ解消されていない状況において、持続化給付金の対象外である山形市内の中小企業等の事業継続を応援するため、事業全般に広く使える給付金制度を新設する。

- (1) 対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年3月～5月のいずれかひと月の売上が前年同月比20%以上50%未満減少した山形市内の事業者（個人事業主を含む）
※国の持続化給付金の受給対象者を除く
- (2) 給付金額 20万円 略称「山形市事業者応援金」
- (3) 申請期間 令和2年7月中旬から令和2年9月30日まで
- (4) 申請方法 所定の申請書に関係書類を添付し、給付金担当窓口へ提出
※申請手続の詳細については7月6日公表予定

2 地域経済変動対策資金利子補給事業（県連動施策）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等への資金繰り支援として、令和2年4月補正予算で債務負担設定を行った利子補給事業について、今後予想される融資件数の増加に対応するため限度額を拡充する。

- (1) 対象者 新型コロナウイルスの影響により「最近1ヶ月の売上高が前年同期に比べ30%以上減少」かつ「今後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高が前年同期に比べ30%以上減少」することが想定される中小企業者（小規模企業者・個人事業主を含む）
- (2) 利子補給額 0.5%（貸付利率1.6%のうち）
※上記とあわせて県が0.5%、金融機関が0.6%負担し、事業者は無利子となる
- (3) 貸付限度額 5,000万円
※最近1ヶ月の売上高が50%以上減少の場合は2億円
- (4) 貸付期間 10年以内（うち返済据置は2年以内）
- (5) 取扱期間 令和2年8月31日まで
- (6) 債務負担額 630億円（200億円より拡充）

1. コロナ対策宣言店プレミアムクーポン券事業について

(1) 目的

新型コロナウイルス感染拡大により大きな影響を受けた市内飲食店を支援するため、感染防止対策を実施している「コロナ対策宣言店」で利用できるクーポンを発行し消費喚起を図る。

(2) 内容

販売価格	1セット 2,000円(税込)
クーポン券	1セット 3,000円(500円×6回分) ※プレミアム率50%
販売方法	「コロナ対策宣言店」のうち、取扱を希望する店舗でのみ販売
発行数	最大10万セット
販売総額	最大2億円
使用総額	最大3億円 ※プレミアム分1億円
購入・使用期限	8月上旬～11月30日まで
取扱対象店舗	「コロナ対策宣言店」事業者(6月24日時点 765店)
注意事項	・1店舗最大100セットまで販売可 ・同一店での購入は1名で最大5セットまで ・購入店舗でのみ利用可能

(3) スケジュール(予定)

7月下旬	クーポン券取扱店舗募集開始
8月上旬	クーポン券販売開始、随時取扱店舗を追加
11月30日	クーポン券使用期限終了

(4) その他

「コロナ対策宣言店」及びクーポン券取扱店舗の一覧を、「ベニちゃんの山形応援サイト」に掲載し、周知を図る。

○ベニちゃんの山形応援サイトURL

<https://www.yamagatakara.jp/yamagataouen>

2. 新・生活様式対応支援事業補助金について

(1) 目的

感染リスクの低減化と地域経済の早期回復に向けて、市民の皆様が安心して外出できる環境を整えることを目的に、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐために事業者が行う対策を支援する。

(2) 補助対象者

飲食業を主たる事業として営んでいる個人事業主又は常時使用する従業員数が50人以下の中小企業者

(3) 補助対象経費

テイクアウト・宅配サービス等の導入や、飛沫感染や密接状態を防止するための什器の導入に係る経費

(4) 補助金額

上限20万円

補助率10/10（県1/2、市1/2）

(5) 申請期間

令和2年8月下旬から令和2年9月下旬（予定）

(6) その他

同様の制度を市では既に実施済のため、市の既存の補助制度と併用可能とする。

3. 感染予防及び経済活動再開対策商店街等活動激励金について

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症による営業自粛や多くのイベントが中止されたことにより、地域経済が低迷している。会費の納入が厳しい事業者への対応や、今後の経済回復を図るための取り組みなどを実施する山形市商店街連合会及び加盟商店街へ組織活動激励金を支給し、組織活動を応援する。

(2) 支給対象者

山形市商店街連合会（事務局：山形商工会議所）

山形市商店街連合会加盟商店街 24 団体

(3) 支給内容

山形市商店街連合会（加盟商店街会費の半額）

加盟商店街（加盟店舗数に応じて金額を算定）

(4) スケジュール

7月上旬 山形市商店街連合会あて激励金の支給

7月下旬 山形市商店街連合会より山形市商店街連合会加盟商店街 24 団体あて支給

問い合わせ先

商工観光部山形ブランド推進課

Tel 023-641-1212 内412・422

新型コロナウイルス感染症対策さくらんぼ緊急価格安定対策事業について

1 目 的

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で、インバウンドの減少や果実専門店等における贈答向けの需要の低迷等により、高級品であるさくらんぼの需要が激減し、3月・4月・5月出荷の加温さくらんぼの価格が下落した。6月から出荷が始まる露地等のさくらんぼも同様の状況になることが懸念されるため、生産者とJA等の独自の再生産対策に対して、県と市が連動し支援を実施する。

2 事業概要

(1) 補助事業の内容

①生産者・JA等独自の再生産対策

生産者とJA等が積み立てた資金を財源として、さくらんぼの平均販売価格が、再生産価格※の90%程度（保証再生産価格）を下回った場合、保証再生産価格と平均販売価格の差額の一部を補てんする。（※再生産価格；山形県における過去数年間の平均販売価格）

②県と市の上乗せ補助による支援

生産者・JA等独自の再生産対策に県と市が連携し、上乗せ補助金を交付することにより、保証再生産価格と平均販売価格の差額の8割（以下「補給金額」という。）を支援する。

(2) 補助率

県：補給金額の2分の1

市：補給金額の4分の1

(3) 事業実施主体

公益社団法人山形県青果物生産出荷安定基金協会

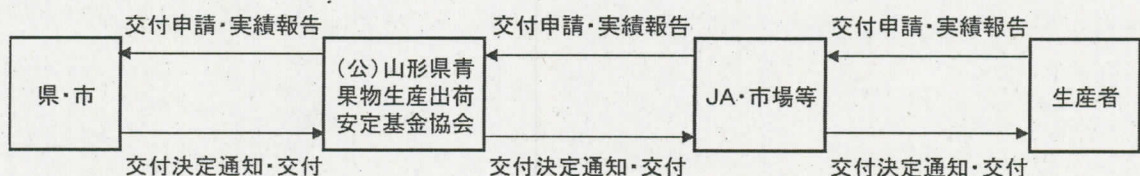
(4) 対象期間

3月から7月まで（加温、無加温、露地）

(5) 対象者

市場に出荷した生産者

(6) 事業スキーム



【問合せ先】

山形市農林部農政課農産係
電話 023-641-1212（内線 432）

新型コロナウイルス感染症対策ふるさと山形・農畜産物消費拡大事業について

1. 目 的

新型コロナウイルス感染症の影響により消費が低迷している農畜産物について、地元山形を離れた方や山形に馴染みのある方等が、山形の農畜産物を購入した場合、購入した農畜産物とは別の農畜産物をプレゼントし、山形の農畜産物を堪能していただくとともに、農畜産物の消費回復を目指す。

2. 事業概要

(1) 対 象 者 地元山形を離れて暮らしている方や山形に馴染みのある方など

(2) 内 容 山形の農畜産物を購入していただいた場合、購入していただいた方に、購入した農畜産物とは別の農畜産物をプレゼントするキャンペーンを実施する。

	購入していただく農畜産物	➡	購入者へ送付する農畜産物
①	総称山形牛 8,000 円 (サーロインステーキ 200g×2 枚 または、すき焼き用肉 850 g または、焼肉セット 850 g)	➡	果物 4,000 円相当 (さくらんぼ 500g バラ詰め)
②	果物 10,000 円 (さくらんぼ 500g×2 箱・手詰、化粧箱入りまたは、シャインマスカット 3 房、化粧箱入り)	➡	総称山形牛 5,000 円相当 (焼肉セット 500g)

(3) 申込期間 令和2年6月8日(月)から6月19日(金)まで
ただし、申込予定数量に満たない場合は、6月末まで申込受付。

(4) プレゼント数 ①、②のコースとも先着300名とする。

問い合わせ先

農林部農政課 6次産業推進係

TEL 023-641-1212

(内線431)

令和2年6月25日

市長記者会見資料

新型コロナウイルス感染症対策地元産農畜産物活用事業について

1 目 的

新型コロナウイルス感染症の影響により消費が低迷している農畜産物について、学校や介護施設等に提供することにより、地元産農産物の良さを知ってもらうとともに、消費回復を目指す。

2 事業概要

(1) 市内産花き花束の提供

①事業内容

市産花きの花束を、市内の小中高等学校・介護施設等に提供する。

②提供の時期

9月に提供予定

(2) 学校給食への地元産農畜産物の提供

①事業内容

市内の小中学校の学校給食に、さくらんぼ及び総称山形牛の牛肉を提供する。

②提供の時期

・さくらんぼ（紅秀峰2L 1人当たり3粒）

小学校 令和2年7月6日（月）～9日（木）

中学校 令和2年7月1日（水）、2日（木）

・総称山形牛

10月以降に提供予定

【問い合わせ先】

山形市農林部農政課

6次産業推進係・農産係

電話 023-641-1212（内線 431、432）

小中学校再開に伴う感染症対策事業について

1 事業内容

文部科学省では、段階的な学校再開に伴い、感染拡大のリスクを最小限にするため、各学校が、新たな試みを実施するに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校教育活動の再開を支援する経費として2次補正予算措置を行ったところである。

そこで、山形市においても、再開した小中学校の感染症対策等への支援と子供たちの学習保障の取組が必要なため、国の補助内容が確定しだい、すぐに各学校が活用できるように予算措置を行う。

2 予算措置内容

①新型コロナウイルス感染症対策の強化に必要な消耗品及び備品の購入経費

②空き教室等の活用に必要な消耗品及び備品の購入経費

(購入物品例：消毒液、非接触型体温計、サーキュレーター等)

※学校への予算措置額

小規模校：200万円程度、中規模校：300万円程度、大規模校：400万円程度

3 国の補助概要(案)

- ・補助対象：小学校、中学校 ・補助率：経費の1/2
- ・交付額：地域の感染状況、学校規模等に応じ1校当たりの上限額
(100万円～200万円程度 ※感染状況等に応じて加算あり)の範囲
- ・学校現場への支援メニュー(学校長が支援メニューから自由に選択可能)
 - ①学校における感染症対策等への支援
 - ②子供たちの学習保障の取組への支援

問い合わせ先

教育委員会管理課

TEL023-641-1212 内605

商業高等学校再開に伴う感染症対策事業について

事業内容

国の補正予算に対応し、学校再開後の感染症対策等に係る非接触型体温計やアクリルパーティション等の購入。

また、感染防止を目的とした休校措置により不足した授業時間を補うため、夏休み期間に授業を行うことによる熱中症対策用として、製氷機や大型扇風機等の購入。

さらに、今後想定される第二波等に対応し、休校になった場合に備え、WEBカメラなどのICT機器を購入し、オンライン授業が実施できる環境を整え、感染症対策と生徒の学習保障の取組を行う。

家庭学習のための通信機器整備支援事業

1 目的

新型コロナウイルス感染症の第二波、第三波などによる、市立小中学校の臨時休校等の緊急時においても、ICTの活用により子供たちが家庭にいても学習を継続できる環境を整備しておくことが必要である。

このため、本市のタブレット導入に合わせ、児童生徒に貸出し可能なモバイルWi-Fiルーターなどの可搬型通信器を学校に一定数整備することにより、緊急時において、経済的にWi-Fi環境を整えられない家庭においてもオンライン学習が可能となるインターネット通信環境を提供する。

2 6月補正予算で対応する理由

今般の新型コロナウイルス感染拡大により、各企業等でもテレワークの導入が進み、モバイル関連の機器の需要が非常に高まっており、機器の調達に対し期間を要する現状である。本市のタブレット端末導入時期に合わせるために、調達期間を考慮し6月補正予算で対応する。

3 事業内容

- ・ 緊急時貸し出し用モバイルWi-Fiルーターを導入し、経済的にWi-Fi環境を整えられない家庭に対し貸出しを行う。
- ・ 約800台の導入を予定。

新型コロナウイルス感染拡大で困窮する県外在住学生への生活支援について

1. 目的

緊急事態宣言の解除が遅れた8都道府県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、京都府、兵庫県）に所在する大学等に在籍する学生は、特に新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きいと想定されることから生活支援を行う。

2. 対象者

山形市出身で、5月20日時点において緊急事態宣言が出されていた8都道府県に所在する大学等に在籍している学生であって、現在、保護者が山形市に居住している方
※原則として保護者からの申請とする。

3. 支援内容

申請があった学生等に対して、山形市の特産品（農産物や加工品などの食べ物から選択）を送付する。

4. 申請期間

7月中旬から9月末日まで

※「広報やまがた」や市公式ホームページ等で周知する。

5. 申請方法

所定の様式に必要事項を記入し、定められた添付資料と合わせて企画調整課に提出。
新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、郵送での提出も可能とする。

【問い合わせ先】

企画調整部 企画調整課 政策調整係

TEL:023-641-1212 内220

ひとり親世帯臨時特別給付金の支給について

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給する。

2 支給対象者

- (1) 基本給付 (次の①～③のいずれかに該当する、ひとり親等の方)

①令和2年6月分の児童扶養手当の受給者

②公的年金等の受給者で、児童扶養手当の対象となる所得水準の方

③新型コロナウイルスの影響を受け家計が急変し、以後1年間の収入見込みが児童扶養手当の対象となる所得水準まで下がる方

想定世帯数：約2,000世帯 (想定児童数：約2,900人)

- (2) 追加給付

(1)①・②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少しているとの申出があった方

想定世帯数：約1,400世帯

3 給付額

- (1) 基本給付

1世帯50,000円、第2子以降1人につき30,000円

- (2) 追加給付

1世帯50,000円

4 申請期間

2(1)① : 申請不要

2(1)②、③及び2(2) : 令和2年8月から令和3年2月まで

5 対象者への周知

令和2年7月 (児童扶養手当現況届出の案内送付及びホームページを活用する。)

6 支給時期

2(1)① : 令和2年8月中旬

2(1)②、③及び2(2) : 令和2年9月以降

問い合わせ先

こども未来部 家庭支援課 手当係

TEL023-641-1212 内575

令和2年6月25日

市長記者会見資料

生活困窮者への食の支援について

1 事業の概要

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収入減少により、生活困窮に陥った世帯に対して、山形県と協調して県産米を支給し、生活の安定に役立てていただくもの。

2 事業内容

- ① 提供内容 県産米「はえぬき」 60kg/世帯

※原則として60kgを3回に分けて発送

- ② 支給対象者 生活福祉資金の特例貸付を受けた世帯

※「生活福祉資金の特例貸付」(事業主体：山形県社会福祉協議会)

新型コロナウイルス感染症の発生による休業や失業等により、一時的又は継続的に収入減少した世帯を対象として、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金及び総合支援資金について、貸付対象者や貸付上限額の拡大などの特例措置を設けている。

3 申請方法・提出先

該当する方には、山形県社会福祉協議会から申請書が送付されます。

申請書が届いた方は、必要事項をご記入のうえ、山形市福祉推進部生活福祉課あて郵送にて申請ください。

【提出先】

〒990-8540 山形市旅籠町2-3-25

山形市福祉推進部生活福祉課 あて

問い合わせ先

福祉推進部生活福祉課

Tel023-641-1212 内671

保育士等慰労金支給事業について

(山形市独自施策)

1 概要

市内の保育施設については、緊急事態宣言後も感染防止に最大限努めながら通常保育にあたり、集団感染のリスクが騒がれる中においても、職務に従事している保育施設職員の負担は計り知れないものがあり、これまでの功績をねぎらうとともに今後とも感染予防に細心の注意を払いながら保育に当たっていただくことに対し、慰労金を支給する。

2 事業内容

(1) 支給対象者

認可保育所（市立保育所を除く。）、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、認可外保育施設、幼稚園に勤務する職員

※ 令和2年4月時点で保育所等に勤務している職員

(2) 支給対象者数

概ね2,200人

(3) 金額

3万円（職員一人当たり）

3 支給時期

令和2年7月下旬～ 順次支給開始予定

問い合わせ先

こども未来部保育育成課こども第二係

TEL023-641-1212 内536

令和2年6月25日

市長記者会見資料

認可外保育所等への支援について

(山形市独自施策)

1 内容

施設が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、保護者に登園自粛を要請し保育料の減額を行った場合、施設に対し相当額を補助金として交付する。

対象期間：令和2年4月13日～5月31日

2 対象児童

認可外保育施設の0～2歳児、幼稚園・認定こども園の2歳児預かり事業

理由：幼児教育保育の無償化の対象外のため

※2歳児預かり事業：満3歳の正式就園前のいわゆるプレ就園。教育認定の無償化は満3歳からのため、無償化対象外。

3 予算額

4,073千円

【問い合わせ先】

こども未来部保育育成課 こども第三係

Tel.023-641-1212 内545

令和2年6月25日

市長記者会見資料

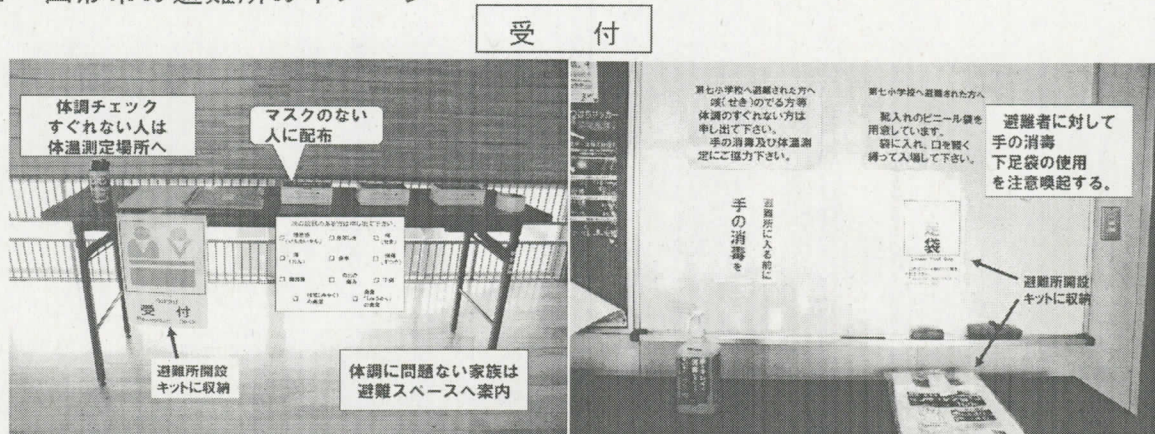
避難所における感染防止対策について

(山形市独自施策)

1 概要

新型コロナウイルス感染症が流行する中での、避難所における感染防災対策として、パーテーションや衛生用品などを各避難所等に配備する。

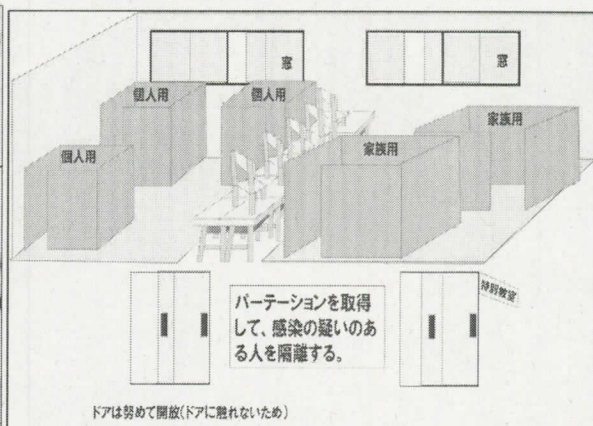
2 山形市の避難所のイメージ



一般避難スペース



感染疑いのある方の避難スペース



3 新たな配備品

- ・段ボールパーテーション
- ・段ボールベッド
- ・毛布
- ・消毒液
- ・体温計

問い合わせ先

総務部防災対策課

TEL023-641-1212 内383

令和2年6月25日

市長記者会見資料

市庁舎W i - F i 等整備事業について

(山形市独自施策)

1 …事業概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止策の一つとして、人の移動が自粛されたことから、関係者等との協議や、相談等は電話やメール等に対応しているが、資料の共有や状況把握が難しいことから、W e b 会議ツールを4月中旬から利用してきた。

現状では利用できる場所や時間等に制限があることから、より迅速な対応等ができるよう、本庁舎内のW i - F i 環境等を整備するもの。

2 …想定事業費

4, 2 8 5 千円

3 …整備概要

- ・本庁舎各階にW i - F i 用機材の設置
- ・W e b 会議ツール用インターネット回線の調達
- ・W e b 会議ツールで使用する機材の整備 (W e b カメラ等の導入)
- ・W e b 会議ツールアカウントの取得

4 …スケジュール

令和2年10月 運用開始

問い合わせ先

企画調整部情報企画課

Tel.023-641-1212 内875

令和2年6月25日

市長記者会見資料

文化施設における感染症予防対策について

1 目的

新型コロナウイルス感染症対策のため、臨時休館していた文化施設について、再開後、安全に運営するための感染症予防対策を実施する。

2 概要

(1) 市民会館の感染症予防対策の実施

国の令和2年度第2次補正予算に連動し、5月25日から募集開始となった、文化庁の補助制度（新型コロナウイルス感染症対策による自粛において、公演や展覧会の中止や延期、施設の閉館等を実施した文化施設に対する再開に当たって必要とされる感染症予防等についての補助制度）を活用し、市民会館において、赤外線カメラを設置するとともに、空調設備の改良工事を実施する。

(2) 山形美術館の感染症予防対策の支援

山形美術館は来館者の多い施設であり、展示室が複数階にあるため、エレベーターを利用する者も多い。

感染症予防のため山形美術館が行うフィルター付きの空調設備、押ボタンの抗菌仕様を取り入れるとともに、昇降時間の短縮を図る来館者用エレベーター（1基）の更新について、県が6月補正において、県内民間文化施設の感染症予防対策の補助事業を実施することに合わせて、支援を行う。

支給額：700万円

問い合わせ先

企画調整部文化振興課

Tel.023-641-1212 内639

児童遊戯施設べにっこひろばの閉鎖解除に伴う施設環境整備事業について
(山形市独自施策)

1. 事業の概要

「新型コロナウイルス感染症」の拡大防止に係る児童遊戯施設べにっこひろば及びべにっこひろば子育て支援センターの臨時閉鎖の解除に伴い、再開後の円滑な運営管理を行う観点から、施設内の図書コーナーの書籍を消毒するための消毒機及び抗菌効果のある透明ブックカバーを購入し装着することで、新型コロナウイルス対策を講じ、利用者に対し安心安全な環境のもと利用してもらう。

2. 事業の背景

べにっこひろばの絵本などの書籍については、幼児・児童を中心に不特定多数の利用者が密接に触れるものである。一方で、蔵書数は、現在、約1,300冊となっており、職員等が全ての書籍を消毒、除菌することは困難であり、また、消毒液で書籍等を清拭すると傷んでしまう恐れがある。

そこで、手軽に書籍を消毒できる環境を整備することで、利用者の不安を取り除き、安全に施設を利用してもらえよう、紫外線を用いた消毒機を導入する。

また、書籍の手入れを簡易にするため、抗菌効果のある透明ブックカバーを取りつける。

3. 導入予定の図書消毒機

処理冊数 6冊（1回あたり）

主な機能 除菌・ほこり除去

※ 利用する書籍を図書消毒機に入れて、スイッチを入れると30秒～1分で消毒を完了する。

4. その他

書籍の手入れを簡易にするため、抗菌効果のある透明ブックカバーを購入し、装着する。

問い合わせ先

こども未来部こども未来課

TEL023-641-1212 内543

令和2年6月25日

市長記者会見資料

図書消毒器設置事業について

(山形市独自施策)

1 事業の目的

さまざまな新型コロナウイルス感染防止対策を講じる中で、図書消毒器を設置することにより、さらに安心・安全な読書環境を提供し、今後より親しまれる図書館であり続けるため。

2 消毒器の機能及び設置台数

紫外線を使用して書籍を殺菌消毒する。

本館に大型消毒器1台、分館(中央、東部、北部、霞城)に小型消毒器1台ずつ設置する。

3 消毒器の利用

(1)利用対象者：本を借りた利用者及び職員

(2)利用時間：図書館利用者は開館中いつでも利用可能

(3)設置場所：入口近くまたはカウンターの近くに設置予定

(4)利用の手順：利用者が借りた本を持って帰る際に消毒をセルフで行う

① 器械の扉を開ける

② 消毒したい本を中に並べ扉を閉める(6冊処理可能)

③ スイッチを押して待つ(約1分)

④ 消毒が終わったら本を取り出す

問い合わせ先

教育委員会 図書館

TEL023-624-0822

令和2年6月25日

市長記者会見資料

新型コロナウイルス感染症に係るコールセンターの体制拡充について

1 事業の概要

新型コロナウイルス感染症の次なる波を想定し、コールセンターについて山形県と連携し、7月1日（水）から体制を拡充し運用します。

2 コールセンターの体制（県内統一）

受診相談センター 4回線（2回線増設）	0120-88-0006 ・フリーダイヤル ・24時間対応 ・土日祝日含む
一般相談センター 4回線（4回線新設）	0120-56-7383 ・フリーダイヤル ・受付時間 午前8時30分～午後6時 ・土日祝日含む

※ 聴覚や言語機能に障がいがある方については、引き続き下記の方法により受付します。

- ・FAX 023-616-7276（山形市保健所）
- ・受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

問い合わせ先

健康医療部（山形市保健所）健康増進課

TEL023-616-7270